

4月から制度が一部改正

国民年金

国民年金は、老後や万一のときの生活保障として、すべての国民に共通の基礎年金を支給する制度です。

国民年金に加入する人

日本に住む20歳から60歳までのすべての方

- 第1号被保険者 自営業、農林漁業従事者、フリーター、学生、家事手伝い、無職の人など
- 第2号被保険者 会社員、公務員
- 第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で年収130万円未満の方

国民年金保険料の額が変更

現在の保険料、月額1万3千300円が平成17年度から月額1万3千580円と、280円引き上げられます。

国民年金保険料は、平成17年度から29年度まで、毎年280円引き上げられる予定です。ただし引き上げ額は、今後の賃金上昇率によって変化します。

口座振替割引制度が登場

保険料の前納は口座振替でお得に

保険料を現金で毎月納付するよりも、現金で1年分を前納すると割引があるので、お得になります。さらに口座振替で前納すると現金よりもお得になりますので、ぜひご利用ください。

【現金で毎月納付の場合】

1年分16万2千960円（1万3千580円×12カ月分）

【現金で1年分を前納】

1年分16万070円 2千890円のお得

【口座振替で1年分を前納】
1年分15万9千540円 3千420円もお得
(左ページ図1を参照)

1年分を前納するのは少し...という方には、6カ月分の前納もできます。こちらにも割引がありますので、ご利用ください。

割引額 現金 660円 口座振替 930円

口座振替での前納は、毎年3月31日までに社会保険事務所での登録が完了している必要があります。すでに口座振替で前納されている方は、届け出の必要はありません。

月々の口座振替はお得な早割制度

通常の口座振替（当月の保険料を翌月末に引き落とし）は割引がありませんが、早割（当月保険料を当月末に引き落とし）にすると、40円のお得となります。

割引となります。

早割制度を申し込みすると、申し込みした月の翌月末の初回の口座振替で2カ月分の保険料（従前の保険料と40円が割り引かれた保険料）が引き落としとなり、その後、毎月の保険料が40円の割引となります。

(左ページ図2を参照)

4月分から早割希望の場合は、3月31日までに社会保険事務所での登録が完了している必要があります。すでに口座振替により納付している方も、申し込みが必要です。

ただし、保険料の半額免除の承認を受けている方は、通常の口座振替となりますので、ご了承ください。

前納、早割の申し込み用紙を郵送される場合は、3月25日(金)までに社会保険事務所へ届くようにお願いします。

保険料免除の所得基準が一部緩和

扶養者控除がないために、若者に

多い単身世帯に厳しいものとなっていた保険料免除の所得基準が、17年度から単身世帯を中心に緩和されます。

基準額 = (控除対象配偶者および扶養親族 + 1) × 35万円 + 22万円

この基準額は本人、配偶者、世帯主の所得がそれぞれ基準以下であれば対象となり、全額免除の場合です。このほかに半額免除の制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

若年者納付猶予制度の創設

30歳未満の方は、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料納付が猶予されます。

この若年者納付猶予制度の承認を受けている期間は、未納の扱いとはなりません。また満額の老齢年金を受け取るために、その後10年間のうちに保険料を納付することができません。(ただし2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります。)

基準額 = (控除対象配偶者および扶養親族 + 1) × 35万円 +

22万円

申請の受け付けは、4月1日から行います。ご希望の方は、お問い合わせください。

特別障害給付金制度を導入

平成17年4月から、特別な事情により障害基礎年金の請求ができなかった障害者の方を対象として、福祉的措置として創設されます。

【支給の対象となる方】

次の または に該当する方で、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1、2級相当の障害に該当する方(ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限ります)

平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生

昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であり、厚生年金保険などに加入していた方の配偶者

障害の原因となる傷病について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日

支給額 1級 月額5万円

2級 月額4万円

受付開始日 4月1日から

その他

(1) 給付金の支給は、請求のあった月の翌月分からとなります。請求される方は、4月中に請求書を提出してください。

(2) 収入、年金受給の状況によって支給が制限されることがあります。

(3) 請求には診断書、病歴申立書など添付書類が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

提出先 市民課年金係、各振興事務所 住民課

図2 口座振替の早割制度

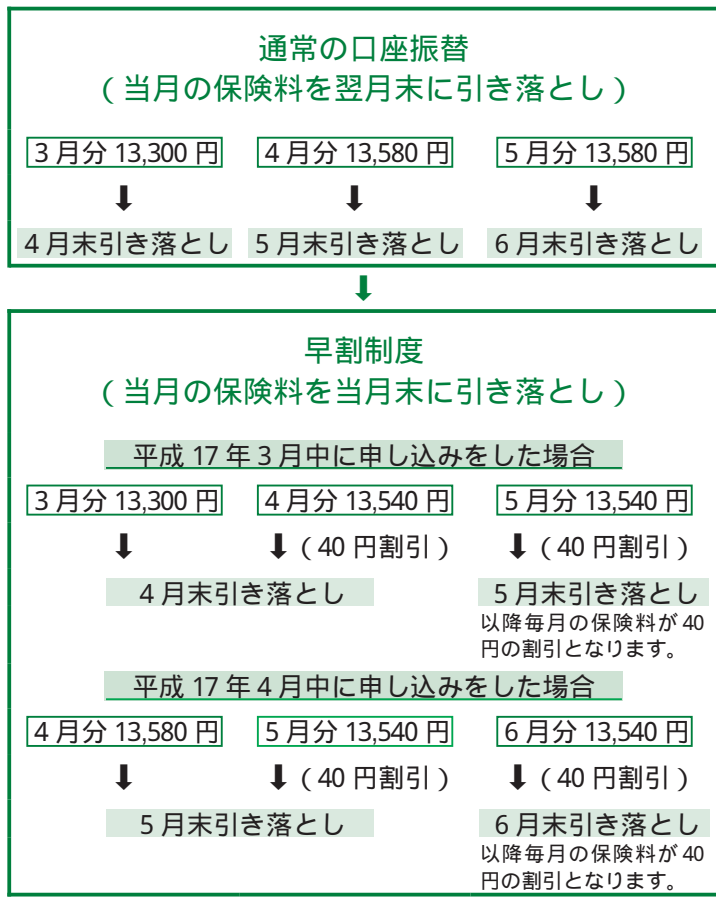
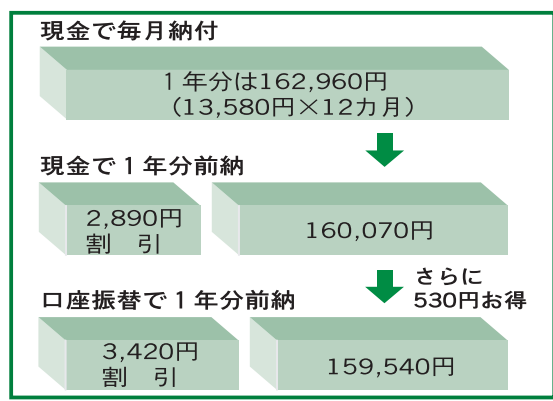


図1 口座振替による前納



国民健康保険

今は健康でも、いつ、どんなときに病気やけがで医療機関にかかるかわかりません。

病気やけがに備えて、加入者同士が保険料（税）を出し合い、医療機関にかかるときの医療費を助け合うのが国民健康保険です。

国民健康保険は地域保険ともいわれ、職場の健康保険に加入している方やその保険の扶養として加入している方、生活保護を受けている方以外のすべての方は、国民健康保険に加入していただく必要があります。

保険料の納付方法

国民健康保険は、平成17年3月までは合併前の算定により納めていただいていたのですが、合併協定により「合併の翌年度から国民健康保険料として算定し統一する。納期は年12回とする」として調整するよう合意されています。

このことに基づいて、平成17年4月からは国民健康保険料として、毎月（年12回）納めていただくこととなります。

（図1参照）

保険料の算定方法

国民健康保険では、保険料の納付義務は原則として世帯主となります。

世帯の保険料は所得割、資産割、均等割、平等割の4つの項目により算定します。なお40歳から65歳未満（介護保険の第2号被保険者）の方は、介護保険分も国民健康保険料と合わせて納めていただきます。

（図2参照）

保険料の軽減

所得の低い方は、均等割、平等割部分について保険料の軽減が受けられます。

【7割軽減】

世帯の総所得額が33万円以下るとき

【5割軽減】

世帯の総所得額が33万円 + (24万5千円 × 世帯主を除く被保険者数) 以下のとき

【2割軽減】

世帯の総所得額が33万円 + (35万円 × 被保険者数) 以下のとき

2割軽減の方は申請が必要です。該当の世帯主の方に申請用紙を6月に市から送付します。

国民健康保険料は、3月までは旧市町村ごとの料率などで保険料（税）

図1 国民健康保険料の納付方法

合併前の市町村名	賦課方法	納付の回数
恵那市	税	6月から3月までの10回
岩村町、山岡町、明智町、上矢作町	料	4月から3月までの12回
串原村	税	

3月までは
↓
4月からは

平成17年度の国民健康保険料は、前年の所得などにより算定しますが、前年の所得などが確定するのは、6月です。それまでは、前々年の所得などにより仮に算定を行います。

賦課方法 = 料、納付の回数 = 4月～3月の12回											
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
平成15年の所得により算定。4月分から7月分を納付。（仮算定）				平成16年の所得の確定後、再度算定を行います。年間の保険料から7月までの賦課の差額を算出し、8月から納めていただきます。（本算定）納付した保険料が多いときは還付します。8月中旬に本算定された通知書を送付しますので、確認してください。							

図2 国民健康保険料の算定方法

医療分			介護保険分（40歳から65歳未満の方のみ）		
所得割	=	世帯の所得に応じて計算	所得割	=	第2号被保険者の所得に応じて計算
資産割	=	世帯の資産に応じて計算	資産割	=	第2号被保険者の資産に応じて計算
均等割	=	世帯の加入者数に応じて計算	均等割	=	第2号被保険者の加入者数に応じて計算
平等割	=	一世帯にいくらと計算	平等割	=	第2号被保険者がいる世帯にいくらと計算
賦課限度額 53万円			賦課限度額 8万円		

65歳以上の方の介護保険料は、原則として年金から差し引かれます。

が算定されていましたが、4月からは新市として統一して算定されます。このため、旧市町村のときと比較し保険料が変動しますので、ご理解をお願いします。

国民健康保険の各手続き

職場の健康保険などに加入したときや、退職などで国民健康保険に加入するとき、世帯主が異動する本人または同じ世帯の方は、市役所または各振興事務所へ届け出をさせていただきます。

国民健康保険証は、一世帯につき1枚交付されます。ただし学生や出張で一時的に遠くに住むときなどは、申請により保険証を分けることができますので、必要な方は申し出てください。

（学生の場合、在学証明書など所在している証明書が必要です）

【加入する手続きが必要な場合】

・職場の健康保険に加入していない方が、他市町村から転入してきたとき

・職場の健康保険などをやめたとき
・子どもが生まれたとき
・外国籍の方が1年以上日本に滞在すると認められたとき

【やめる手続きが必要な場合】

・被保険者が他市町村へ転出するとき
・職場の健康保険などへ加入したとき
・死亡したときなど
・異動があったときは、原則として2週間以内に届け出をしてください。

【長年勤めた会社を辞めた方】

退職者医療制度で医療を受けていただきます。

退職医療制度の対象者は、次の条件すべてに当てはまる方です。

- 国民健康保険に加入して入る方
- 老人保健の適用を受けていない方
- 厚生年金や各種共済組合などの年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上または40歳以降10年以上ある方

厚生年金や共済などの年金証書を受け取ったときは、速やかに市役所または各振興事務所まで届け出てください。

助成と貸し付け

- 老人保健対象者以外の被保険者が人間ドックを受診したとき、受診費用の6割（上限2万円）の助成があります。
- 一定基準を超えた高額医療費について、その差額を支給します。対象者には診療月のおよそ2カ月後に市から申請書を送付します。
- 被保険者が出産したときは、出産児一人当たり30万円の支給をします。
- 被保険者が死亡したときは、葬儀を行った方に4万円を支給します。
- 国民健康保険料（税）の滞納がない方に対して、高額療養費を貸与します。

医療費を大切に

国民健康保険料は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費に充てられます。医療費が増えると、必然的に保険料が高くなることとなります。日ごろから健康づくりを心掛け、医療費を節約しましょう。国民健康保険では、加入している方のレセプトや基本健診の結果から、指導員による健康訪問指導を行っています。健康のことについて気になることがありましたら、ご相談ください。

問い合わせ

【国民年金】

- 恵那市役所市民課年金係
TEL 26 2111（内線147・148）
- 多治見社会保険事務所国民年金係
TEL 0572 22 0255

【国民健康保険】

- 各振興事務所住民課
- 恵那市役所市民課保険係
TEL 26 2111（内線145・146）
- 各振興事務所住民課